

国民健康保険税について

令和8年度の国民健康保険税について、改正点など次の通りお知らせいたします。なお納税通知書は例年通り、7月中旬頃に発送予定です。

現行税率は据え置き

町では、運営主体である県から示された標準保険税率や運営交付金を参考に諮問審議し、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の各保険税率について、令和7年度と同率とし、据え置くこととしました。

子ども・子育て支援金制度にもとづく納付金の開始

令和6年6月に国で可決法制化された「子ども・子育て支援金制度」の納付が令和8年度分から始まります。

これは社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険など全ての公的医療保険の加入者から支援金を徴収し国へ納付する新しい制度で、児童手当の拡充など、子どもや子育て世帯を社会全体で支える全世代型の財源拠出制度です。

により軽減措置に係る判定所得基準額が一部改正されました。詳細は【別表2】をご覧ください。

今後の国民健康保険税率

現在の国民健康保険事業は、平成30年に制度改正が行われ、県が財政運営の責任主体となり事業を実施しています。「福島県国民健康保険運営方針」では、県内どこに住しても同じ所得であれば同じ保険税額とすべきという考えのもと、3年後の令和11年度に県内の全市町村の国民健康保険税率を統一化することとしています。

県が示す統一化の標準税率を見据え、今後は段階的に改正を実施していく見込みですのでご理解とご協力をお願いします。

口座振替による納付

国民健康保険税の納付方法は口座振替を原則としています。口座振替は納付の手間が省けるだけでなく、納め忘れもなく安心です。納税通知書に口座振替依頼用のがきが同封されている方はご利用ください。

課税限度額の引き上げ

国の法改正により令和8年度の医療保険分の課税限度額が現行の66万円から67万円に引き上げられます。後期高齢者支援金分と介護保険分の限度額に変更はありません。

なお追加された子ども子育て支援金分の限度額は3万円となります。詳細については、【別表1】をご覧ください。

低所得者への軽減措置

国民健康保険税では世帯の所得額（世帯主および国保加入者の所得の合計額）に応じて一人あたりに課される均等割額と、一世帯あたりに課される平等割額が軽減されます。

令和8年度では国の法改正

介護保険料のお知らせ

町が徴収する65歳以上の方（第1号被保険者）の『介護保険料』についてお知らせします。

介護保険制度とは

介護保険制度は、国・県・町が負担する公費と、皆様が納付する介護保険料を財源として運営されています。

介護保険料は、3年毎に計画を見直し、基準額が決められます。令和8年度は第9期（令和6～8年度）保険料です。

なお、令和8年度介護保険料決定通知書は7月10日（金）に発送予定です。

介護保険料は、本人や同じ世帯の人の町民税の課税状況や本人の収入・所得金額などに応じて所得段階を区分します。

各段階の対象者と保険料（年額・月額）については【別表】をご覧ください。

所得段階を区分する

基準金額の見直し

令和8年4月から、第1・2段階、第4・5段階を区分する基準金額が、「80万9千円」から「82万6500円」に変わりました。

保険料の納め方

介護保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2種類です。

①特別徴収…年金が年額18万円以上の方は、介護保険料の年額を6回に分けて年金から引き落とします。

ただし、年度途中で資格取得された方（65歳になられた方や転入された方等）は、年金が年額18万円以上であっても特別徴収の手続が完了するまでの間は、普通徴収となります。

②普通徴収…年金が年額18万円未満の方は、役場・金融機関の窓口やコンビニエンスストアで、窓口納付か口座振替などの方法で介護保険料の

年額を8回に分けて毎月納付していただきます。

介護保険料は何歳から払うの？

介護保険料は、満40歳から徴収が始まり、生涯を通じて納めます。満40歳から満64歳までの方（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の保険料に上乗せして徴収されています。満65歳以上の方の介護保険料は市区町村が徴収しています。

【別表】

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額保険料(月額保険料)
第1段階	町民税非課税 ・生活保護を受給している人 ・高齢福祉年金を受給している人または本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が82万6,500円以下の人	基準額 × 0.285	22,920円(1,910円)
第2段階	町民税非課税 本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が82万6,500円を超えて120万円以下の人	× 0.485	39,000円(3,250円)
第3段階	町民税非課税 本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が120万円を超える人	× 0.685	55,080円(4,590円)
第4段階	町民税課税 本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が82万6,500円以下の人	× 0.90	72,360円(6,030円)
第5段階	町民税課税 本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が年額82万6,500円を超える人	基準額	80,400円(6,700円)
第6段階	本人の前年の「合計所得金額」が120万円未満の人	× 1.20	96,480円(8,040円)
第7段階	本人の前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人	× 1.30	104,520円(8,710円)
第8段階	本人の前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の人	× 1.50	120,600円(10,050円)
第9段階	本人の前年の「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の人	× 1.70	136,680円(11,390円)
第10段階	本人の前年の「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の人	× 1.90	152,760円(12,730円)
第11段階	本人の前年の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の人	× 2.10	168,840円(14,070円)
第12段階	本人の前年の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の人	× 2.30	184,920円(15,410円)
第13段階	本人の前年の「合計所得金額」が720万円以上の人	× 2.40	192,960円(16,080円)

【軽減措置について】第1段階から第3段階の保険料には、公費(国・県・町の負担)を投入し基準額に対する割合を軽減する措置を講じています。

【別表1】介護保険分は40歳以上65歳未満の方のみ。子ども・子育て支援金分の均等割は18歳以上の方のみ。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護保険分		子ども・子育て支援金分(新設)
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度
税率	所得割	6.57%		2.37%		2.14%	0.27%
	均等割	21,300円	据え置き	7,300円	据え置き	9,200円	1,400円
	平等割	15,600円		5,700円		4,600円	800円
課税限度額	66万円	67万円	26万円	変更なし	17万円	変更なし	3万円

【別表2】

軽減区分	低所得者に対する均等割および平等割の税額軽減該当の要件	
	令和7年度	令和8年度
7割軽減	世帯所得額が43万円+10万円×(給与所得者等※の人数-1)以下の世帯	改正なし
5割軽減	世帯所得額が43万円+30万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等※の人数-1)以下の世帯	世帯所得額が43万円+31万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等※の人数-1)以下の世帯
2割軽減	世帯所得額が43万円+56万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等※の人数-1)以下の世帯	世帯所得額が43万円+57万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等※の人数-1)以下の世帯

※給与収入が55万円を超える方、公的年金収入が60万円(65歳未満)又は125万円(65歳以上)を超える方。